

国連小型武器行動計画履行検討会議

外務省通常兵器室

平成 18 年 5 月

1. 開催時期・場所等

- 2006 年 6 月 26 日から 7 月 7 日（於：ニューヨーク国連本部）
- 議長就任予定者：カリヤワサム・スリランカ国連代表部大使

2. 本会議開催の経緯

2001 年の国連小型武器会議において策定された国連小型武器行動計画では、フォローアップ事項の一つとして、2006 年までに行動計画の履行状況を検討する会議を開催するとされている。会合の具体的な開催日程等は、04 年及び 05 年に我が国がコロンビア、南アフリカと共に国連総会に提出した小型武器決議により決定された。

3. 本会議の目的

国連小型武器行動計画の履行状況を検討（review）すること。

【参考】小型武器行動計画の概要

行動計画は、前文、非合法取引規制に関する具体的措置（国家レベル、地域レベル、グローバル・レベル）、履行・国際協力と支援、フォローアップから構成されている。

1. 非合法取引規制に関する具体的措置

- 小型武器非合法取引を規制するための法制度整備
- 小型武器非合法取引に対するトレーシングのための措置（刻印、製造・移譲等に関する記録保持）
- 実効的な輸出入許認可制度の確立・維持
- 小型武器の非合法ブローカー取引の規制
- 武器禁輸措置の効果的実施の確保
- 小型武器の回収・破壊等を含む DDR（武装解除・動員解除・社会復帰）の実施
- 武力紛争で被害を受けた児童の特別なニーズへの取組
- 各国の法執行機関・国境管理機関・税関による情報共有
- 各国による行動計画実施に関するデータの収集
- 市民社会との協力

- 教育・啓蒙
- 2. 履行・国際協力と支援
 - 国家、国際機関、市民社会等の協力
 - 行動計画の実施のため支援
 - 被害国における法制度整備、法執行等の分野における能力構築への支援
 - 税関・警察・軍備管理担当機関の間の協力、経験の共有
 - DDRへの支援
- 3. フォローアップ措置
 - 2006年までに行動計画の実施状況を検討する会議の開催
 - トレーニング（追跡）に関する国際文書策定の可能性調査
 - ブローカー取引規制に関する国際協力強化のための措置

4. 準備会合

今回の履行検討会議の準備会合（於：ニューヨーク）は06年1月9日から20日に開催され、履行検討会議に向けての準備が行われた。準備会合の議長はロウ・シエラレオーネ国連代表部大使（我が国は15ヶ国のビューロー国の一として議長を補佐）。

準備会合で提出された議長ペーパーで言及された主な論点は以下の通り。

開発と人道の関係、犠牲者支援、ジェンダー・女性・子供・高齢者、国境管理、マーキング・トレーニング、弾薬、ブローカリング、輸出入・移譲管理、最終需要者証明、非国家主体、市民所有、DDR・武器回収、需要・供給の問題、武器庫管理、国際協力・支援、市民社会の関与、啓蒙、検討プロセス 等

（了）

小型武器問題への取り組み

平成18年4月
外務省通常兵器室

1. 小型武器問題とは

小型武器は、紛争を長期化、激化するだけではなく、紛争終了後、人道援助や復興開発活動を阻害し、紛争の再発等を助長する原因となっている。

特に、反政府ゲリラ等はあらゆるタイプの小型武器を使用していると言われており、不十分な治安に対する防御のために、一般市民が武器を求めるといった悪循環（市民の武装化）にも陥っている。

このような背景から、非合法に流通し、過剰に蓄積された小型武器をどのように回収、破棄していくか、また、小型武器が非合法に流通しないように、いかに規制していくかが、国際社会において緊急の課題となっている。

【参考1】小型武器データ

“90年代に起こった49の主要な紛争の内、47において小型武器を使用”～国連軍縮局～

“小型武器の使用の結果、少なくとも毎年50万人が死亡”～02年小型武器事務総長報告～

“小型武器は事実上の大量破壊兵器”～国連事務総長ミレニウム・レポート～

“世界には6億丁以上の小型武器が存在し、その6割が文民による合法保有”～02年小型武器事務総長報告～

【参考2】「小型武器」の定義（国連小型武器政府専門家パネルでの報告書）

「国連が関与する紛争で実際に使われているタイプ」で、特に軍事用に製造された武器で、(1) 一人で携帯、使用が可能な「小型武器 (Small Arms)」、(2) 数名で運搬、使用が可能な「軽兵器 (Light Weapons)」、(3) 弾薬及び爆発物の3種類があるとされている。

2. わが国の国連での主導的役割

1995年1月にガリー国連事務総長（当時）が「平和への課題・追補」で小型武器規制を提唱したのを受け、同年6月に他国に先駆けて小型武器問題への取り組みを提唱して以来、我が国は、国連を中心とする枠組みを通じて主導的な役割を果たしてきた。具体的には、国連総会に小型武器決議案を提出し、国際世論の関心を高めるとともに、小型武器問題の解決に向けた道筋を提示してきた。

【参考1】国際的取組への我が国の貢献

1995年 国連総会で小型武器政府専門家パネルの設置を求める決議案を提案

95年以来ほぼ毎年決議案を提出。05年もコロンビア、南アとともに提出し、コンセンサスで採択。

1997年 国連小型武器政府専門家パネル

我が国の堂之脇外務省参与（元軍縮代表部大使）が議長を務め、小型武器の定義や24の包括的な勧告を含む報告書をまとめた。

1999年 国連小型武器政府専門家グループ

我が国の堂之脇参与（当時）が議長を務め、国際社会が更にとるべき措置と2001年迄に開催される小型武器に関する国際会議に関する勧告を含む報告書をまとめた。

2000年7月 宮崎イニシアティブの発表

九州・沖縄サミットG8宮崎外相会合に際し、小型武器問題解決のための措置として国連内に小型武器基金（200万ドル規模）を設置することを発表。

2001年7月 国連小型武器会議

小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅に向けた「行動計画」が採択された。同会議においては、我が国の堂之脇参与（当時）が副議長として、閣僚レベルの一般討論演説の議事進行を務めた。

2003年7月 第一回国連小型武器中間会合

猪口邦子軍縮代表部大使（当時）が議長を務め、我が国は、会合およびその準備過程において、加盟国、国連、NGOなどに広汎に働きかけ、会合を成功に導いた。

【参考2】小型武器行動計画の概要

行動計画は、前文、非合法取引規制に関する具体的措置（国家レベル、地域レベル、グローバル・レベル）、履行・国際協力と支援、フォローアップから構成されている。

1. 非合法取引規制に関する具体的措置

- 小型武器非合法取引を規制するための法制度整備
- 小型武器非合法取引に対するトレーシングのための措置（刻印、製造・移譲等に関する記録保持）
- 実効的な輸出入許認可制度の確立・維持
- 小型武器の非合法ブローカー取引の規制
- 武器禁輸措置の効果的実施の確保
- 小型武器の回収・破壊等を含むDDR（武装解除・動員解除・社会復帰）の実施
- 武力紛争で被害を受けた児童の特別なニーズへの取組
- 各国の法執行機関・国境管理機関・税関による情報共有
- 各国による行動計画実施に関するデータの収集
- 市民社会との協力
- 教育・啓蒙

2. 履行・国際協力と支援

- 国家、国際機関、市民社会等の協力
- 行動計画の実施のため支援
- 被害国における法制度整備、法執行等の分野における能力構築への支援
- 税関・警察・軍備管理担当機関の間の協力、経験の共有
- DDRへの支援

3. フォローアップ措置

- 2006年までに行動計画の実施状況を検討する会議の開催
- トレーシング（追跡）に関する国際文書策定の可能性調査
- ブローカー取引規制に関する国際協力強化のための措置

3. 我が国の現場におけるプロジェクト

現場における実際の被害を削減するため、我が国は、アジア、アフリカ等において武器回収と開発を組み合わせた回収・廃棄プロジェクトを実施している。この他にも、広く小型武器対策に資する取組として、小型武器関連法制度の整備支援や法執行機関への能力構築支援、元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業、小型武器対策の国際・地域協力促進を図るセミナーの開催等を行っている。このような取組の実績は01年から05年までで総計約305億円（269百万ドル）。

【参考】最近の代表的プロジェクト例

（武器回収・廃棄）

- ・ カンボジア「平和構築と包括的小型武器対策プログラム」（平成14年度約4.5億円、平成16年度約4.66億円）： 武器回収と組み合わせた開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動等を柱としており、06年1月までに約1万3000の小型武器及び約4万1000の弾薬を回収。
- ・ シエラレオネ「開発のための武器回収計画」（平成16年度約2.05億円、平成17年度約1.92億円）： 小型武器の回収及びコミュニティベースの開発支援、武器トレーシングシステムの構築
- ・ リベリア「リベリアにおける小型武器回収及びコミュニティベースの開発促進計画」（平成17年度2.32億円）： 小型武器の回収及びコミュニティベースの開発支援、武器トレーシングシステムの構築（地域セミナー）いずれも国連等と共催
- ・ 中央アジア小型武器セミナー（04年3月、於：カザフスタン・アルマティ）
- ・ 南太平洋地域小型武器セミナー（04年8月、於：フィジー・ナンディ）
- ・ 北京小型武器セミナー（05年4月、於：北京）

4. 行動計画のフォローアップ

いずれのフォローアップ事項も日本が南ア、コロンビアと共同提案した小型武器決議案によって具体的措置や日程等が決定されている。

（1）トレーシング国際文書の採択

トレーシングに関する国際協力の枠組みを構築するための交渉が05年6月妥結し、「小型武器の特定と追跡に関する国際文書」が第60回国連総会で採択された。

（2）ブローカリングへの取組

2006年後半以降にブローカリング（非合法的なブローカー取引の規制）に関する政府専門家会合を設立することが決定された。

（3）履行検討会議の開催

06年6月26日～7月7日、行動計画の実施状況を検討する（Review）会議が開催される予定。履行検討会議に先立ち、二度に亘り開催された中間会合（03年及び05年）や履行検討会議準備会合（本年1月）が開催されている。

【参考】トレーシングとは

非合法に流通している武器が回収・押収された場合、それらの武器が如何なるルートにて、武器製造国或いは輸出国から流出したかを追跡する（trace）こと。

（了）

日本の小型武器関連対策支援

平成 18 年 4 月

通常兵器室

1. キャパシティ・ビルディング：関連法制度の整備支援や法執行機関への能力構築支援
→武器の輸出入管理・取締能力等の強化に資する他、治安向上は非合法武器の保有・流通を抑制する。
(1) 実績：約 7700 万ドル（約 84 億円）
(2) 代表的プロジェクト例：※法執行機関に対する支援の中で主なプロジェクト（必ずしも小型武器に特化したものではない）
 - ・ イラク警察支援：治安向上に向けた支援の一環として、研修員の受入、機材供与等を通じ、イラク警察への支援実施。
 - ・ インドネシア国家警察支援：国軍から分離独立して間もないインドネシア警察へのガバナンス支援。国家警察長官政策アドバイザー等専門家の派遣、研修員の受入、資機材の供与等。
2. 武器回収・廃棄：回収と開発を組み合わせた小型武器の回収・廃棄プロジェクト
(1) 実績：約 1600 万ドル（約 18 億円）
(2) 代表的プロジェクト例
 - ・ カンボジアにおける平和構築と包括的小型武器対策プログラム（14 年度 4.5 億円、16 年度 4.66 億円）：06 年 1 月現在約 1 万 3000 の小型武器及び約 4 万 1000 の弾薬を回収。
 - ・ シエラレオネにおける小型武器回収及びコミュニティベースの開発促進プログラム（16 年度約 2.05 億円）：UNDP 経由。
3. DDR・元児童兵への支援：元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業
(1) 実績：約 1 億 4200 万ドル（約 165 億円）
(2) 代表的プロジェクト例
 - ・ アフガニスタンDDR：これまでに約 6 万 3000 人の元兵士の武装解除と約 6 万 2000 人の動員解除が終了
 - ・ スーダンDDR（平成 17 年 10 月、総額 7.64 億円）：UNDP が行う暫定 DDR プログラムに対する支援。
4. 啓発活動・その他：啓発活動の他、セミナー、調査やデータベース整備、犠牲者支援等
(1) 実績：約 3400 万ドル（約 38 億円）
(2) 代表的プロジェクト例
 - ・ セミナーの開催（いずれも国連小型武器基金により実施したもの）
 - 南太平洋地域小型武器セミナー（04 年 8 月、国連・日本・豪共催）
 - 北京小型武器セミナー（05 年 4 月、国連・中国・日本・スイス共催）
 - ・ CASA¹データベース・プロジェクト（05 年 10 月、約 24 万ドル）：非合法的な小型武器取引に関する各国の現状や取組の他、各国・国際機関等による現場におけるプロジェクトの実施状況などに関する情報を収集し、幅広い情報提供を目指す。

※ 何が小型武器プロジェクトであるかについて国際的に明確な基準はない。

※ 実績はいずれも基本的に 2001-2005 年

（了）

¹ 小型武器問題に対して包括的且つ一貫性のあるアプローチを形成・実施するため、国連軍縮局等の関係部局、UNDP、UNEP、UNHCR、UNICEF等の国連機関、WHO、World Bank等、計17の機関から成る合議体